

令和8年度の中間貯蔵施設事業の方針

総論

- 安全を第一に、地域の理解を得ながら、住民の帰還や生活に支障を及ぼさないよう、事業を実施する。

輸送

- 特定帰還居住区域等で発生した除去土壌等の搬入を進める。また、仮置場を介さない輸送も実施する。
- 安全で円滑な輸送のため、以下の対策を実施する。
 - ・運転者研修等の交通安全対策や必要な道路補修等を実施し、安全な輸送を確保
 - ・円滑な輸送のため、輸送出発時間の調整など、特定の時期・時間帯への車両の集中防止・平準化
- 福島県と連携し、市町村と調整の上、立地町である大熊町・双葉町への配慮等をしつつ、計画的な輸送を実施する。

令和8年度の中間貯蔵施設事業の方針

用地

- 着実な事業実施に向け、丁寧な説明を尽くしながら、施設整備の進捗状況、除去土壌等の発生状況に応じて、必要な用地取得を行う。

施設

- 新たな受入・分別施設の設計・工事を進め、令和8年度中の稼働を目指す。これまでの知見や除染の進捗等を踏まえた更なる施設整備の検討を進める。なお、新たな施設を整備するまでの間は、搬入した除去土壌等は保管場において適切に保管する。
- 土壌貯蔵施設は、安全性を確保しつつ、適切な維持管理を徹底する。
- 仮設焼却施設及び仮設灰処理施設並びに廃棄物貯蔵施設は、安全に稼働しつつ有効に活用する。
- 各種施設等においては、防犯対策を含め、適切な管理を実施する。

令和8年度の中間貯蔵施設事業の方針

復興再生利用・県外最終処分

- 福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内(2045年3月まで)に、福島県外での最終処分を完了するため、復興再生利用・最終処分の基準、今後の進め方等に基づき、着実に取り組んでいく。
- 再生利用の推進等に係る閣僚会議での議論を踏まえつつ、各府省庁と連携し、地元の御理解を得ながら、理解醸成の場としても活用しうる復興再生利用の案件創出、実用途における先行事例の創出に向けた検討を進める。
- 最終処分場の構造・必要面積等の複数選択肢を踏まえ、最新技術や知見に関する情報を収集しつつ、県外最終処分の管理終了、中間貯蔵施設内での取り出し・運搬、減容技術等の効率化・低コスト化、減容技術の組合せ、減容化後の処分方法、県外最終処分場に関する立地の技術的事項、最終処分対象物の放射能濃度と社会的受容性、地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方、候補地選定のプロセス等を検討する。

理解醸成・情報発信

- 除去土壌等の県外最終処分の実現、復興再生利用の推進に向けて、その必要性・安全性等に対する全国民的な理解・信頼の醸成を進めること、特に、地元自治体、地域住民等による社会的受容性の段階的な拡大・深化を図ることを継続的に進める。
- 中間貯蔵事業情報センターや復興再生利用の現場等を有効に活用しつつ、現場視察・見学会の充実や地方自治体・関係省庁等との連携を推進し、より多くの方に福島の復興・環境再生の取組や地元の思いなどを発信する。

施設整備概要

施設整備概要

